

浜松市手数料条例の一部を改正する条例

浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後		
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）		
(略)		(略)		
保 健 ・ 衛 生	(1) 病院開設の許可	41,000	(1) 病院開設許可の申請	41,600
	(2) 診療所開設の許可	18,000	(2) 診療所開設許可の申請	18,600
	(3) 助産所開設の許可	11,000	(3) 助産所開設許可の申請	11,200
	(4) 病院の検査		(4) 病院の検査	
	ア 立入りによる検査の場合	43,000	ア 立入りによる検査の場合	44,500
	イ 立入りによらない検査の場合	22,000	イ 立入りによらない検査の場合	22,300
	(5) 診療所の検査		(5) 診療所の検査	
	ア 立入りによる検査の場合	22,000	ア 立入りによる検査の場合	22,300
	イ 立入りによらない検査の場合	11,000	イ 立入りによらない検査の場合	11,200
	(6) 助産所の検査		(6) 助産所の検査	
	ア 立入りによる検査の場合	16,000	ア 立入りによる検査の場合	16,400
	イ 立入りによらない検査の場合	8,000	イ 立入りによらない検査の場合	8,200
	(7) 受胎調節実地指導員指定証の交付	4,000	(7) 受胎調節実地指導員指定証の交付	3,800
	(8) 受胎調節実地指導員標識の交付	3,100	(8) 受胎調節実地指導員標識の交付	3,000
	(9) 受胎調節実地指導員指定証の訂正	2,400	(9) 受胎調節実地指導員指定証の訂正	2,200
	(10) 受胎調節実地指導員指定証の再交付	2,800	(10) 受胎調節実地指導員指定証の再交付	2,500
	(11) 受胎調節実地指導員標識の再交付	2,500	(11) 受胎調節実地指導員標識の再交付	1,900
	(12) 衛生検査所登録の申請	80,000	(12) 衛生検査所登録の申請	80,500
	(13) 衛生検査所登録証明書の書換え交付	8,200	(13) 衛生検査所登録証明書の書換え交付	8,300
	(14) 衛生検査所登録証明書の再交付	8,200	(14) 衛生検査所登録証明書の再交付	8,300
	(15) 衛生検査所登録変更の申請	61,000	(15) 衛生検査所登録変更の申請	61,300
	(16) 死体保存の許可	3,400	(16) 死体保存許可の申請	3,500
	(17) 薬局開設許可の申請	29,000	(17) 薬局開設許可の申請	29,600
	(18) 薬局開設許可更新の申請	11,000	(18) 薬局開設許可更新の申請	11,500
	(19) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可の申請	7,500	(19) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可の申請	7,600
(20) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新の申請	4,000	(20) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新の申請	4,100	
(21) 薬局製造販売医薬品製造業許可の申請	11,000	(21) 薬局製造販売医薬品製造業許可の申請	11,100	
(22)～(24) (略)		(22)～(24) (略)		
(25) 医薬品販売業許可の申請 (配置販売業を除く。)	29,000	(25) 医薬品販売業許可の申請 (配置販売業を除く。)	29,600	

(26) 医薬品販売業許可更新の申請（配置販売業を除く。）	11,000	(26) 医薬品販売業許可更新の申請（配置販売業を除く。）	11,500
(27) 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可の申請	29,000	(27) 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可の申請	29,600
(28) 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可更新の申請	11,000	(28) 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可更新の申請	11,500
(29) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可証、薬局製造販売医薬品製造業許可証、薬局開設許可証、医薬品販売業許可証（配置販売業を除く。）、 <u>高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証</u> の書換え交付	(略)	(29) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可証、薬局製造販売医薬品製造業許可証、薬局開設許可証、医薬品販売業許可証（配置販売業を除く。）、 <u>又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証</u> の書換え交付	(略)
(30) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可証、薬局製造販売医薬品製造業許可証、薬局開設許可証、医薬品販売業許可証（配置販売業を除く。）、 <u>高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証</u> の再交付	(略)	(30) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可証、薬局製造販売医薬品製造業許可証、薬局開設許可証、医薬品販売業許可証（配置販売業を除く。）、 <u>又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証</u> の再交付	(略)
(31) 毒物劇物販売業登録の申請	14,700	(31) 毒物劇物販売業登録の申請	14,800
(32) 毒物劇物販売業登録更新の申請	6,400	(32) 毒物劇物販売業登録更新の申請	6,500
(33) 毒物劇物販売業登録票の書換え交付	2,400	(33) 毒物劇物販売業登録票の書換え交付	2,500
(34) (略)		(34) (略)	
(35) 温泉採取許可の申請	35,000	(35) 温泉採取許可の申請	36,000
(36) 温泉採取許可を受けた地位の承継の承認の申請	7,400	(36) 温泉採取許可を受けた地位の承継の承認の申請	7,600
(37) 可燃性天然ガスの濃度の確認の申請	7,400	(37) 可燃性天然ガスの濃度の確認の申請	7,700
(38) 温泉採取施設等の変更許可の申請	24,000	(38) 温泉採取施設等の変更許可の申請	24,600
(39) 温泉利用許可の申請	35,000	(39) 温泉利用許可の申請	35,300
(40) 温泉利用許可を受けた地位の承継の承認の申請	7,400	(40) 温泉利用許可を受けた地位の承継の承認の申請	7,600
(41) 旅館業許可の申請	22,000	(41) 旅館業許可の申請	23,000
(42) 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請	7,400	(42) 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請	7,600
(43) 浴場業許可の申請	22,000	(43) 浴場業許可の申請	23,000
(44) 理容所又は美容所の検査	16,000	(44) 理容所又は美容所の検査	17,400
(45) クリーニング所の検査	16,000	(45) クリーニング所の検査	16,600
(46) 興行場営業許可の申請		(46) 興行場営業許可の申請	
ア 常設営業の場合	22,000	ア 常設営業の場合	22,900
イ 仮設営業の場合	11,000	イ 仮設営業の場合	11,300
(47) 建築物清掃業登録の申請	35,000	(47) 建築物清掃業登録の申請	35,500
(48) 建築物空気環境測定業登録の申請	35,000	(48) 建築物空気環境測定業登録の申請	35,500

(49) 建築物空気調和用ダクト 清掃業登録の申請	35,000
(50) 建築物飲料水水質検査業 登録の申請	35,000
(51) 建築物飲料水貯水槽清掃 業登録の申請	35,000
(52) 建築物排水管清掃業登録 の申請	35,000
(53) 建築物ねずみ昆虫等防除 業登録の申請	35,000
(54) 建築物環境衛生総合管理 業登録の申請	45,000
(55)～(58) (略)	
(59) 抑留・収容犬の飼養管理(1 頭1日につき)	1,150
(60) 抑留・収容犬の返還(1頭 につき)	4,040
(61) 第1種動物取扱業登録の申 請 ア 新規登録申請 (ア) 業種の数が1である 場合 (イ) 業種の数2以上で ある場合 15,000円に1 を超える業種の数に 10,000円を乗じて得た 額を加算した額 イ 更新登録申請 (ア) 業種の数1である 場合 (イ) 業種の数2以上で ある場合 10,000円に1 を超える業種の数に 7,500円を乗じて得た額 を加算した額	15,000 10,000
(62) 第1種動物取扱業の変更の 届出又は飼養施設設置の届出 に係る実地検査	10,000
(63) (略)	
(64) 動物取扱責任者研修	1,000
(65) 特定動物の飼養又は保管 の許可の申請(同一敷地内にあ る特定飼養施設に係る申請が 同時に3件を超える場合にあっ ては、3件の申請とみなす。)	28,800
(66) 特定動物の飼養又は保管 の変更許可の申請	9,100
(67) (略)	
(68) 化製場設置許可の申請	23,700
(69) 死亡獣畜取扱場(化製場等 に関する法律第8条に規定する 施設を含む。)設置許可の申請	15,900
(70) (略)	
(71) 飲食店営業許可の申請	

(49) 建築物空気調和用ダクト 清掃業登録の申請	35,500
(50) 建築物飲料水水質検査業 登録の申請	35,500
(51) 建築物飲料水貯水槽清掃 業登録の申請	35,500
(52) 建築物排水管清掃業登録 の申請	35,500
(53) 建築物ねずみ昆虫等防除 業登録の申請	35,500
(54) 建築物環境衛生総合管理 業登録の申請	45,500
(55)～(58) (略)	
(59) 抑留・収容犬の飼養管理(1 頭1日につき)	1,200
(60) 抑留・収容犬の返還(1頭 につき)	4,100
(61) 第1種動物取扱業登録の申 請 ア 新規登録申請 (ア) 業種の数1である 場合 (イ) 業種の数2以上で ある場合 15,400円に1 を超える業種の数に 10,300円を乗じて得た 額を加算した額 イ 更新登録申請 (ア) 業種の数1である 場合 (イ) 業種の数2以上で ある場合 10,200円に1 を超える業種の数に 7,700円を乗じて得た額 を加算した額	15,400 10,200
(62) 第1種動物取扱業の変更の 届出又は飼養施設設置の届出 に係る実地検査	10,300
(63) (略)	
(64) 動物取扱責任者研修	2,100
(65) 特定動物の飼養又は保管 の許可の申請(同一敷地内にあ る特定飼養施設に係る申請が 同時に3件を超える場合にあっ ては、3件の申請とみなす。)	29,500
(66) 特定動物の飼養又は保管 の変更許可の申請	9,400
(67) (略)	
(68) 化製場設置許可の申請	25,900
(69) 死亡獣畜取扱場(化製場等 に関する法律第8条に規定する 施設を含む。)設置許可の申請	17,200
(70) (略)	
(71) 飲食店営業許可の申請	

ア 新規許可申請の場合	16,000	ア 新規許可申請の場合	16,100
イ (略)		イ (略)	
(72) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可の申請		(72) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	9,600	ア 新規許可申請の場合	9,700
イ 継続許可申請の場合	7,680	イ 継続許可申請の場合	7,700
(73) 食肉販売業許可の申請		(73) 食肉販売業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	9,600	ア 新規許可申請の場合	9,700
イ 継続許可申請の場合	7,680	イ 継続許可申請の場合	7,700
(74) 魚介類販売業許可の申請		(74) 魚介類販売業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	9,600	ア 新規許可申請の場合	9,700
イ 継続許可申請の場合	7,680	イ 継続許可申請の場合	7,700
(75) 魚介類競り売り営業許可の申請		(75) 魚介類競り売り営業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	21,000	ア 新規許可申請の場合	21,100
イ (略)		イ (略)	
(76) 集乳業許可の申請		(76) 集乳業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	9,600	ア 新規許可申請の場合	9,700
イ 継続許可申請の場合	7,680	イ 継続許可申請の場合	7,700
(77) 乳処理業許可の申請		(77) 乳処理業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	21,000	ア 新規許可申請の場合	21,100
イ (略)		イ (略)	
(78) 特別牛乳搾取処理業許可の申請		(78) 特別牛乳搾取処理業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	21,000	ア 新規許可申請の場合	21,100
イ (略)		イ (略)	
(79) 食肉処理業許可の申請		(79) 食肉処理業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	21,000	ア 新規許可申請の場合	21,100
イ (略)		イ (略)	
(80) 食品の放射線照射業許可の申請		(80) 食品の放射線照射業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	21,000	ア 新規許可申請の場合	21,100
イ (略)		イ (略)	
(81) 菓子製造業許可の申請		(81) 菓子製造業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	14,000	ア 新規許可申請の場合	14,100
イ (略)		イ (略)	
(82) アイスクリーム類製造業許可の申請		(82) アイスクリーム類製造業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	14,000	ア 新規許可申請の場合	14,100
イ (略)		イ (略)	
(83) 乳製品製造業許可の申請		(83) 乳製品製造業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	21,000	ア 新規許可申請の場合	21,100
イ (略)		イ (略)	
(84) 清涼飲料水製造業許可の申請		(84) 清涼飲料水製造業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	21,000	ア 新規許可申請の場合	21,100
イ (略)		イ (略)	
(85) 食肉製品製造業許可の申請		(85) 食肉製品製造業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	21,000	ア 新規許可申請の場合	21,100
イ (略)		イ (略)	
(86) 水産製品製造業許可の申請		(86) 水産製品製造業許可の申請	

請			請		
ア	新規許可申請の場合	21,000	ア	新規許可申請の場合	21,100
イ	(略)		イ	(略)	
(87)	氷雪製造業許可の申請		(87)	氷雪製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	21,000	ア	新規許可申請の場合	21,100
イ	(略)		イ	(略)	
(88)	液卵製造業許可の申請		(88)	液卵製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	21,000	ア	新規許可申請の場合	21,100
イ	(略)		イ	(略)	
(89)	食用油脂製造業許可の申請		(89)	食用油脂製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	21,000	ア	新規許可申請の場合	21,100
イ	(略)		イ	(略)	
(90)	みそ又は醬 ^{しょう} 油製造業許可の申請		(90)	みそ又はしょうゆ製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	16,000	ア	新規許可申請の場合	16,100
イ	(略)		イ	(略)	
(91)	酒類製造業許可の申請		(91)	酒類製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	16,000	ア	新規許可申請の場合	16,100
イ	(略)		イ	(略)	
(92)	豆腐製造業許可の申請		(92)	豆腐製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	14,000	ア	新規許可申請の場合	14,100
イ	(略)		イ	(略)	
(93)	納豆製造業許可の申請		(93)	納豆製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	14,000	ア	新規許可申請の場合	14,100
イ	(略)		イ	(略)	
(94)	麺類製造業許可の申請		(94)	麺類製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	14,000	ア	新規許可申請の場合	14,100
イ	(略)		イ	(略)	
(95)	そうざい製造業許可の申請		(95)	そうざい製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	21,000	ア	新規許可申請の場合	21,100
イ	(略)		イ	(略)	
(96)	(略)		(96)	(略)	
(97)	冷凍食品製造業許可の申請		(97)	冷凍食品製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	21,000	ア	新規許可申請の場合	21,100
イ	(略)		イ	(略)	
(98)	(略)		(98)	(略)	
(99)	漬物製造業許可の申請		(99)	漬物製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	14,000	ア	新規許可申請の場合	14,100
イ	(略)		イ	(略)	
(100)	密封包装食品製造業許可の申請		(100)	密封包装食品製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	21,000	ア	新規許可申請の場合	21,100
イ	(略)		イ	(略)	
(101)	食品の小分け業許可の申請		(101)	食品の小分け業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	14,000	ア	新規許可申請の場合	14,100
イ	(略)		イ	(略)	
(102)	添加物製造業許可の申請		(102)	添加物製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	21,000	ア	新規許可申請の場合	21,100
イ	(略)		イ	(略)	

	(103) ふぐ営業所登録の申請	3,410		(103) ふぐ営業所登録の申請	3,500
	(104) ふぐ営業所登録済証書 換え交付の申請	2,240		(104) ふぐ営業所登録済証の書 換え	2,300
	(105) ふぐ営業所登録済証再交 付の申請	3,210		(105) ふぐ営業所登録済証の再 交付	3,300
	(106)～(109) (略)			(106)～(109) (略)	
	(110) と畜の検査(1頭につき)			(110) と畜の検査(1頭につき)	
	ア 牛・馬	1,000		ア 牛・馬	1,100
	イ こ牛(120キログラム未 満)・こ馬(120キログラム 未満)・豚	380		イ こ牛(120キログラム未 満)・こ馬(120キログラム 未満)	600
	ウ 山羊・めん羊	140		ウ 豚	400
	(111)～(122) (略)			エ 山羊・めん羊	170
	(123) 汚染土壌処理業の許可の 申請			(111)～(122) (略)	
	ア 新規許可申請の場合	240,000		(123) 汚染土壌処理業の許可の 申請	
	イ 更新許可申請の場合	224,000		ア 新規許可申請の場合	246,200
	(124) 汚染土壌処理業の変更許 可の申請	222,000		イ 更新許可申請の場合	230,700
	(125) 汚染土壌処理業の許可を 受けた地位の承継の承認の申 請	120,000		(124) 汚染土壌処理業の変更許 可の申請	226,200
	(126)～(130) (略)			(125) 汚染土壌処理業の許可を 受けた地位の承継の承認の申 請	122,500
	(126)～(130) (略)			(126)～(130) (略)	
経 済	(1)～(14) (略)		経 済	(1)～(14) (略)	
	(15) ふ化業者の登録の申請	7,900		(15) ふ化業者の登録の申請	8,100
	(16) ふ化場の確認の申請	7,900		(16) ふ化場の確認の申請	8,100
	(17) (略)			(17) (略)	
土 木 ・ 建 築	(1) 建築物に関する確認の申請 又は計画通知に係る審査 床面積の合計が		土 木 ・ 建 築	(1) 建築物に関する確認の申請 又は計画通知に係る審査 ア 建築物の全てが建築基準 法第6条の4第1項各号に掲げ る建築物である場合であっ て、床面積の合計が	
	30平方メートル以内のもの	10,000		30平方メートル以内のとき	11,100
	30平方メートルを超え100平方 メートル以内のもの	18,000		30平方メートルを超え100平方 メートル以内のとき	19,100
	100平方メートルを超え200平 方メートル以内のもの	28,000		100平方メートルを超え200平 方メートル以内のとき	25,300
	200平方メートルを超え500平 方メートル以内のもの	38,000		200平方メートルを超え300平 方メートル以内のとき	53,200
	500平方メートルを超え1,000 平方メートル以内のもの	68,000		300平方メートルを超え500平 方メートル以内のとき	76,300
	1,000平方メートルを超え	96,000		500平方メートルを超え1,000 平方メートル以内のとき	134,200
	2,000平方メートル以内のもの	210,000		1,000平方メートルを超え	148,400
	2,000平方メートルを超え	210,000		2,000平方メートル以内のとき	307,100
	10,000平方メートル以内のも の	360,000		2,000平方メートルを超え	307,100
	10,000平方メートルを超え	360,000		10,000平方メートル以内のと き	407,300
	50,000平方メートル以内のも の	660,000		50,000平方メートル以内のと き	657,200
	50,000平方メートルを超える	660,000		50,000平方メートルを超える	657,200

もの

床面積の合計は、次のアからエに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエに定める面積について算定する。

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積

イ (略)

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。）当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

エ (略)

(2)・(3) (略)

(4) 建築物に関する完了検査の申請又は完了通知に係る検査

床面積の合計（建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合においては当該移転、修繕又は模様替に

とき

イ ア以外の場合であって、床面積の合計が

30平方メートル以内のとき 14,900

30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき 29,200

100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき 40,200

200平方メートルを超え300平方メートル以内のとき 53,200

300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき 76,300

500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき 134,200

1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき 148,400

2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき 307,100

10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のとき 407,300

50,000平方メートルを超えるとき 657,200

とき

床面積の合計は、次の(ア)から(エ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)から(エ)に定める面積について算定する。

(ア) 建築物を建築する場合（(イ)に掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積

(イ) (略)

(ウ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（(エ)に掲げる場合を除く。）

当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(エ) (略)

(2)・(3) (略)

(4) 建築物に関する完了検査の申請又は完了通知に係る検査

ア 建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該建築物に係る工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。第7号及び第8号において同じ。）である場合であって、床面積の合計（建築物を建築

係る部分の床面積の2分の1について算定する。)が

30平方メートル以内のもの	15,000
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	18,000
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	24,000
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	33,000
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	55,000
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	74,000
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	171,000
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	244,000
50,000平方メートルを超えるもの	449,000

した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。以下この号において同じ。)が

30平方メートル以内のとき	13,600
30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき	18,500
100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき	25,400
200平方メートルを超え300平方メートル以内のとき	55,200
300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき	60,900
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	74,900
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	83,600
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき	153,800
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のとき	281,700
50,000平方メートルを超えるとき	575,200
イ ア以外の場合であって、床面積の合計が	
30平方メートル以内のとき	19,300
30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき	28,000
100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき	40,700
200平方メートルを超え300平方メートル以内のとき	55,200
300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき	60,900
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	74,900
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	83,600
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき	153,800
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のとき	281,700
50,000平方メートルを超えるとき	575,200

(5)・(6) (略)	
(7) 市長が減額して定める建築物に関する完了検査の申請又は完了通知に係る検査 床面積の合計が	
30平方メートル以内の場合	14,000
30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合	16,000
100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	22,000
200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	31,000
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	52,000
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	69,000
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	161,000
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	234,000
50,000平方メートルを超える場合	439,000

(8) 建築物に関する中間検査の

とき	
(5)・(6) (略)	
(7) 市長が減額して定める建築物に関する完了検査の申請又は完了通知に係る検査 ア 建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合であって、床面積の合計が	
30平方メートル以内のとき	12,600
30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき	17,500
100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき	23,400
200平方メートルを超え300平方メートル以内のとき	53,200
300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき	58,900
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	71,900
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	78,600
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき	143,800
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のとき	271,700
50,000平方メートルを超えるとき	565,200
イ ア以外の場合であって、床面積の合計が	
30平方メートル以内のとき	18,300
30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき	27,000
100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき	38,700
200平方メートルを超え300平方メートル以内のとき	53,200
300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき	58,900
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	71,900
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	78,600
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき	143,800
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のとき	271,700
50,000平方メートルを超えるとき	565,200

(8) 建築物に関する中間検査の

申請又は特定工程完了通知に係る検査
当該検査を行う部分の床面積の合計が

30平方メートル以内の場合	14,000
30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合	16,000
100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	22,000
200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	30,000
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	50,000
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	68,000
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	145,000
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	204,000
50,000平方メートルを超える場合	391,000

(9)～(65) (略)

(66) 要除却認定マンションの (略)

申請又は特定工程完了通知に係る検査

ア 建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合であって、当該検査を行う部分の床面積の合計が

30平方メートル以内のとき	13,600
30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき	17,900
100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき	24,000
200平方メートルを超え300平方メートル以内のとき	54,700
300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき	56,700
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	62,100
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	68,300
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき	117,700
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のとき	210,300
50,000平方メートルを超えるとき	414,700

イ ア以外の場合であって、当該検査を行う部分の床面積の合計が

30平方メートル以内のとき	19,900
30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき	28,000
100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき	39,500
200平方メートルを超え300平方メートル以内のとき	54,700
300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき	56,700
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	62,100
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	68,300
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき	117,700
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のとき	210,300
50,000平方メートルを超えるとき	414,700

(9)～(65) (略)

(66) 要除却等認定マンション (略)

<p>建替えに係る容積率の特例許可の申請 (67)～(112) (略) (113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14各号（同法第5条の16第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合を除く。） ア 長期修繕計画の数が1である場合 <u>26,900</u> イ 長期修繕計画の数が2以上である場合 <u>26,900円に1を超える長期修繕計画の数に15,500円を乗じて得た額を加算した額</u></p>	<p>の建替え又は更新に係る容積率等の特例許可の申請 (67)～(112) (略) (113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14各号（同法第5条の16第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合を除く。） ア 長期修繕計画の数が1である場合 <u>28,100</u> イ 長期修繕計画の数が2以上である場合 <u>28,100円に1を超える長期修繕計画の数に16,200円を乗じて得た額を加算した額</u></p>
(略)	(略)
備考 (略)	備考 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表保健・衛生の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請、検査の申出、飼養管理、届出及び研修（以下この項において「申請等」という。）に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項の登録（当該登録の有効期間の満了の日が令和8年5月31日までであるものに限る。）を受けている者が、当該有効期間に引き続く期間について、当該有効期間の満了の日までに同法第13条第1項の更新を受けようとする場合における当該更新の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 附則第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可（当該許可の有効期間の満了の日が令和8年5月31日であるものに限る。）を受けている者（その地位を承継した者を含む。）が、当該有効期間に引き続く期間について、同日までに同項の許可を受けようとする場合におけ

る当該許可の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

5 改正後の別表経済の項の規定は、施行日以後にされる申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

6 改正後の別表土木・建築の項の規定は、施行日以後にされる申請及び通知（以下この項において「申請等」という。）に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

（浜松市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）

7 浜松市手数料条例の一部を改正する条例（令和4年浜松市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

土木・建築

(1)～(112) (略)
(113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請
(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14各号(同法第5条の16第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面(市長が別に定めるものに限る。)を添付する場合を除く。)
ア 長期修繕計画の数が1である場合 26,900

イ 長期修繕計画の数が2以上である場合 26,900円
に1を超える長期修繕計画の数に15,500円を乗じて得た額を加算した額

土木・建築

(1)～(112) (略)
(113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請
ア マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14各号(同法第5条の16第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面(市長が別に定めるものに限る。)を添付する場合
(ア) 長期修繕計画の数が1である場合 3,800

(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合
3,800円に1を超える長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額

イ ア以外の場合

(ア) 長期修繕計画の数が1である場合 26,900
(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合
26,900円に1を超える長期修繕計画の数に15,500円を乗じて得た額を加算した額

を

土木・建築 (1)～(112) (略)

(113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請 (マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14各号(同法第5条の16第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面(市長が別に定めるものに限る。)を添付する場合を除く。)

ア 長期修繕計画の数が1である場合 28,100

イ 長期修繕計画の数が2以上である場合 28,100円に1を超える長期修繕計画の数に16,200円を乗じて得た額を加算した額

土木・建築 (1)～(112) (略)

(113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請

ア マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14各号(同法第5条の16第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面(市長が別に定めるものに限る。)を添付する場合

(ア) 長期修繕計画の数が1である場合 4,000

(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合 4,000円に1を超える長期修繕計画の数に1,800円を乗じて得た額を加算した額

イ ア以外の場合

(ア) 長期修繕計画の数が1である場合 28,100

(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合 28,100円に1を超える長期修繕計画の数に16,200円を乗じて得た額を加算した額

に

改める。

(あらし)

この条例は、事務の見直しに伴い、手数料の額を改定するとともに、建築基準法の一部

改正により、建築確認の特例となる対象建築物が改められたことに伴う規定の整備を行うほか、所要の整備を行うものです。